

いい 未来 11月30日は「年金の日」です!!

厚生労働省では、「国民の皆さまに「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らせていただく日」として、11月30日を「年金の日」としています。

この機会に、「ねんきんネット」等で、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

▽「ねんきんネット」を使って以下のことができます▽

- ご自身の年金記録の確認
- 将来の年金見込額の試算
- 「ねんきん定期便」や各種通知書の確認 など



詳しくは日本年金機構ウェブサイトへ https://www.nenkin.go.jp/n_net/

【インターネットの利用が難しい方】

茨城町保険課(1階5番窓口)でご自身の年金記録を確認できます。下記の①と②をご持参ください。

- ① マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳等の顔写真付きの身分が分かるものいずれか一点
- ② 基礎年金番号通知書、年金手帳、マイナンバーの分かるものいずれか一点

旧法による年金受給者や共済加入中の方は本サービスを受けられません。

年金記録に関する具体的な質問や厚生年金の記録、受給見込額などについては、水戸南年金事務所にお問い合わせください。

<国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です!>

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和5年中(令和5年1月1日から令和5年12月31日)に納められた保険料の全額です。

なお、ご家族分の国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

日本年金機構から下記のスケジュールで「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

| 発送時期 | 対象者 |
|------------|---|
| ①令和5年11月上旬 | 令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方 |
| ②令和6年2月上旬 | 令和5年10月3日から令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 (①の対象者は除きます。) |

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など万一の時に心強い味方となる制度です。保険料の納め忘れのないようご注意ください!

【問合せ先】 水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3253
茨城町保険課 ☎ 029-240-7113 (直通)

一般健康診査(追加健診)のご案内

事前の予約が必要です。期間内にお申し込みをお願いします。定員に達した場合は、申込期間内でも受付することはできません。

| 日程 | 受付時間 |
|--------------|---|
| 令和6年1月16日(火) | 午前9時30分~11時30分 午後1時30分~3時 (30分ごとの予約制) |
| 1月18日(木) | |
| 1月19日(金) | |
| 1月20日(土) | |

会場はゆうゆう館です。ゆうゆう館で受ける健康診査は、この機会が最後となります。



| 申込先 | 申込期間 |
|---|---------------------------|
| WEB申請(24時間受付) 右の二次元バーコードまたは町ホームページから(初めてご利用の方は、「利用登録」が必要です)利用登録や申し込みができない場合は健康増進課へお問い合わせください。  | 12月11日(月)~ 令和6年1月3日(水) |
| 健診予約センター ☎0570-077-150 午前9時~午後5時 オペレーター対応 | 12月13日(水)~ 15日(金) |
| 健康増進課 ☎029-240-7134 (直通)・窓口 保険課 ☎029-240-7113 (直通)・窓口 午前8時30分~午後5時15分(土・日・年末年始除く) ※定員に達しない場合のみ受付します。 | 12月19日(火)~ 令和6年1月4日(木) |

社会保険被扶養者の方

ご加入の医療保険者等に受診の可否・自己負担額等をご確認ください。受診の際には、医療保険者発行の「特定健康診査受診券」、「健康保険証」が必要となります。

自己負担金免除制度について

次の条件①、②に該当する人は、申請により「特定健診」「後期高齢者健診の追加項目」以外の自己負担金が全額免除となります。健診当日、受付時にお申し出ください。

- ① 生活保護世帯
- ② 町民税非課税世帯

その他

- ◆国民健康保険、社会保険(被扶養者に限る)にご加入の40~74歳の方は、「特定健診」を指定の医療機関で受けることができます。ただし、町で実施する健診の内容と異なる場合がありますので、医療機関にお問い合わせの上、受診してください。
- ◆人間ドック等補助対象者や、既に健診を受けた方は受付できません。
- ◆当日はマスクの着用をお願いします。体調がすぐれない場合は受診をお控えください。
- ◆対象者や検査内容など健診の詳細、最新の実施状況については、町ホームページ等をご確認ください。

【問合せ先】 健康増進課 ☎ 029-240-7134 (直通)
保険課 ☎ 029-240-7113 (直通)